

あいち消費者教育 リポート

Vol.
31
平成28年1月発行

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校等の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校等の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育リポート」として取りまとめました。是非、授業やホームルーム等で御活用ください。

未成年者に多い消費者トラブル

平成26年度に愛知県の消費生活相談窓口に寄せられた相談17,558件のうち、未成年者からの相談は808件で、相談件数全体の約4.6%です。

未成年者に多い消費者トラブルは、アダルト情報サイトや出会い系サイト、オンラインゲーム等の**デジタルコンテンツ**で、平成26年度の相談件数は569件、**未成年者からの相談の約70%**を占めています。

相談をしていない潜在的なトラブルも多いと思われますので、早めに身近な大人や県や市町の消費生活相談窓口に相談するよう、児童・生徒や保護者への周知をお願いします。

最新のトラブル事例を紹介します!

スマートフォンの普及により、インターネットサービス利用者の低年齢化が進み、トラブルも増えています。安全に利用する方法を考えてみましょう。

ワンクリック請求

【トラブル事例】

スマートフォンを操作中にアダルトサイトに接続し「18歳以上」をクリックすると「登録完了」となり、高額な料金の請求画面が出て消えない。「誤作動・退会はこちら」をタップすると自動的に電話がかかり、「料金を支払わないと退会できない」と言われた。支払いにはコンビニ等でプリペイドカードを購入し、番号を教えるよう指示された。

●スマホでのワンクリック請求の被害が増えています!

新しい手口①登録完了画面表示の際にカメラのシャッター音を鳴らす。

新しい手口②「誤作動・退会はこちら」をタップすると自動的に電話がかかる。

→いずれも、慌てて電話をさせて個人情報を取得しようという意図があります。

・請求は無視し、絶対に相手に連絡しないこと

・請求画面が消えない場合はIPA(独立行政法人情報処理推進機構)のHPを参照:<https://www.ipa.go.jp/>



●プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者に注意!

コンビニや量販店等では色々な種類のサーバ型プリペイドカード(チャージした価値をカード発行会社が保有するサーバで管理するもの)が販売されており、詐欺業者がこのようなカードを消費者に購入させ、そのカードに記載された番号等をメールやFAX等の方法で伝えさせ、消費者からその価値を騙し取るトラブルが増えています。

・他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号を伝えたりしないこと

・トラブルに気づいたら、早めにカード発行会社に連絡し、県や市町の消費生活相談窓口に相談すること

インターネット通販

【トラブル事例】

■注文した商品が届かない・注文内容と異なる商品が届いた・ニセモノが届いた。

■「お試し」で無料だと思って注文したら定期購入になっていた。

■なりすましサイトによる被害も注意!本物そっくりなサイトにより、一般消費者から、商品代金を騙し取ったり、模倣品、海賊版その他購入しようとした品と全く別の物を送り付けるサイトによる被害が発生しています。

・購入前に、事業者の所在地や連絡先などをしっかり確認すること

連絡方法がメールのみの場合は購入を控えること

・通信販売はクーリング・オフ制度がないため、購入前に返品の可否や条件をよく確認すること



消費者教育研究校等の取組紹介

愛知県において消費者教育を推進する「消費者教育研究校」等の取組を紹介します。

平成26年度消費者教育研究校（3校）：県立岡崎北高等学校

県立半田商業高等学校

県立豊橋商業高等学校

中学校における取組（2校）：岡崎市立美川中学校

犬山市立犬山中学校

公民科における授業実践（県立岡崎北高等学校 大谷浩司 教諭）

1 題材

「消費者問題」（科目「現代社会」（2単位）2年普通科）

2 ねらい

悪質商法から身を守るために、**契約時に起こったトラブル**と注意点を考える。

消費者の権利と、**相談窓口**を知り、自立した消費者としての態度を養う。

3 授業計画及び取組

（1）授業計画（1時間完了）

消費者問題（1時間目）

（2）内容

ア 所要時間：50分 × 1時間

イ 講 師：県尾張県民生活プラザ消費生活相談員

ウ 教 材：「消費生活情報誌 あいち暮らし（No.103）若者向け特集号」
パワーポイント、DVD、生徒用記入プリント

エ 内容説明

（ア）スマートフォンのアプリ、ワンクリック請求

内容説明と対策

（イ）「サクラサイト」

ケース紹介と対策

（ウ）いわゆる「ネズミ講」（DVD映像）

ケース紹介、問題点提示と生徒による話し合い、対策

（エ）通信販売におけるなりすましのトラブル

内容説明と対策



4 生徒の感想・成果

（1）生徒の感想

- 現実の社会で起きている問題を扱っているという実感が湧いた。
- 身近な問題であり、自分がしっかり学ばなくてはならないという意識が高まった。

（2）成果

- 外部から講師をお迎えし、新鮮な気持ちで取り組ませることができた。
- 実社会のトラブルを教材としているので、授業と違う視点で学ばせることができた。

5 おわりに

消費者教育は、生徒がいかに自らの問題として考えられるかがポイントとなるであろう。そのためには、生徒たちの関心の中から核となる内容を教えることが望まれると考えられる。その上で主体的な学びが生み出されることが理想的である。

家庭科における授業実践 (県立半田商業高等学校 稲葉さおり 教諭)

1 題材

「かしこい消費者になろう」(2年家庭総合)

2 ねらい

生徒の身近に起こりうるスマートフォン、インターネットによるトラブルを知る。
自立した賢い消費者となるため外部講師による消費者教育を実施する。

3 授業計画及び取組

「消費者として自立する」の分野の授業計画 (家庭総合 実教出版より)

(1) 消費行動と意思決定	… 0.5 時間	(2) 社会の変化と消費生活	… 1.5 時間
(3) 消費者の権利と責任	… 1 時間	(4) 持続可能な社会環境	… 1 時間
(5) 経済のしくみを知る	… 1 時間	(6) ライフステージと経済計画	… 1 時間

上記6時間分を、授業においては下記のとおり2時間で実施した。

(1) 授業の概要

- ア 所要時間：50分 × 2時間
イ 講 師：消費生活アドバイザー 平田裕子 氏
ウ 教 材：暮らしっく No.103号、パワーポイント、DVD、生徒記入用プリント



(2) 内容

契約、クリーリングオフ、ネットをめぐるトラブル、契約をめぐるトラブル、クレジットのしくみ、相談機関など

(3) アンケートの実施

4 生徒の感想 (生徒の記述より)

- 授業を受けて、トラブルの怖さを知った。そういう被害に遭わないためにしっかりと気をつけてSNSを使用したいと思った。
- IPAのことを知り、便利なものだと思った。普段からパスワードの使い回しをしているので、注意しなければならないと思った。
- 商品などの購入の際は、返品や支払いなど細かいところまでの確認を怠らないこと、個人情報を自ら発信しないように気をつける、など色々なこと・ところに目を配り、慎重に行わなければならないと改めて思った。また、被害者→加害者へとならないよう断る勇気を持つことも大切だと思った。
- 世の中にはさまざまな種類の詐欺などがあり、サクラ商法やマルチ商法などの名前は初めて聞いて、私たちが知らないだけで落とし穴がたくさん潜んでいるので、それに引っ掛からないようにしたい。
- 自分は大丈夫、という考えは捨てなければならない。もし引っ掛けてしまったら自分一人で悩まず、他の人に 相談したり、相談機関へ相談したりして、今日の授業を生かしたい。

5 成果

今回の講義を通して、生徒が自分のこととしてとらえていることがわかった。普段の授業とは形態を変えて行ったことで、生徒にも印象深く残り、また専門家の話を聞くことで、より深刻に問題をとらえることができたのだと思う。

6 おわりに

世の中の変化とともに、生徒を取り巻く消費者問題は刻々と新しい問題が生じ、その中で様々なことを教えられる「家庭科」を十分に活用し、将来、かしこい消費者になるための情報を与えられるよう、年間指導計画の見直し、授業内容の精選など研究を続けていきたい。



消費者教育研究校等の取組紹介

商業科における授業実践(県立豊橋商業高等学校 間瀬泰宏 教諭)

1 題材

「現代の市場経済とビジネス」(科目「ビジネス経済」: 2学年:国際ビジネス科: 3単位)

2 ねらい

現代の市場経済の特色について、サービス化・情報化・国際化の観点から考察させると共に、経済主体の最小単位である消費者としての知識を学ぶことで、生徒一人一人が「**自立した賢い消費者**」を目指し、その実践的態度を育成する。

3 授業計画及び取組

(1) 授業計画

第1章「市場と経済」【配当: 10時間】

1節 資源分配のしくみ【5時間】

2節 現代の市場経済とビジネス【2時間／5時間】



(2) 授業概要

ア 所要時間 50分×2時間

イ 教 材 あいち暮らししつく (2014年NO.109)・あいち暮らし WEB

もしあなたが消費者トラブルにあったらー消費者センスを高めようー消費者庁のHPより
生徒記入用プリント

(3) 内容説明 (アクティブ・ラーニングを中心とした活動)

ア 消費者トラブル(ネットトラブル、ワンクリック請求詐欺、サクラサイトなど)についてのケーススタディ

イ その原因や状況などの分析をグループディスカッションし、対応策を講じる。

ウ プрезентーション

(4) 学校行事(全体集会)による取組

広く全校生徒に啓発するために外部講師による講演を実施し、学校全体で消費者教育に取り組んだ。

ア 「スマートフォン、パソコンの安全・安心利用について」講師: e-ネットキャラバン推進センターより招聘 (70分)

イ 「高校生に多い消費トラブル」 講師: 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (70分)

4 成果

生徒の様子を観察していると、実に積極的に授業に関わっていると感じる。それだけ身近に消費者トラブルが起っているのではないであろうか。新聞記事やニュースなどの情報はもとより、各種教材を利用し当事者意識を持たせる工夫をした授業を行うことは、教育現場においては急務であると考える。特に若年者層でのスマートフォン所持率、ネット利用者の急増を考えたときに、ネットリテラシーとともに消費者教育はもはや必須項目と言えよう。このような消費者教育を入口とし、科目「課題研究」(第3学年)の小中高連携講座では「お買い物ゲームを通じた消費者教育」に取り組んだり、防災面から消費者の目線に立った非常食や災害備蓄飲料水への商品開発へと繋がっていった。

5 おわりに

「消費者教育」は商業科目の一部分または一単元で終わらせるものではなく、学校教育全体の様々な場面で指導するべきものであると考える。商業高校では、マクロ経済的な学習はもとより、商品やサービスを提供する側の立場になって学ぶことが多い。そのような状況で、消費者の視点による教育や知識を学ぶことは、より実践的な学習効果が期待できる。昨年度、消費者教育研究校に指定され、授業展開を考えていく中で、あらためて啓発用教材の多さに驚かされた。しかし、教育現場でその教材を利用している教員は数少ない。高校において消費者教育の必要性が高い今こそ、より良い社会を形成する「消費者市民」として行動できるように、生徒の意識と共に教員の意識も向上しなければならないと痛感した。従来の、教員主導の講義形式での知識注入型授業では、効果が限定的である。授業の中で生徒の主体性、多様性、協働性を身につけさせることこそが「自立した賢い消費者」となり、経済社会の一員としての自覚が生まれてくる。そういう意味で、私たち教員に課せられた課題や期待は大きい。

消費者教育研究校等の取組紹介 (中学校の取組)

中学校 技術・家庭科 家庭的分野における授業実践 (岡崎市立美川中学校 鈴木尚美 教諭)

単元名 身近な消費生活 (2年 家庭科)

1 ねらい

クレジットカード払いや銀行振込の仕組みや特徴を理解し、これらを安全に活用できるようにする。

2 学習計画 (5時間完了)

(1) 商品購入のプロセスはどうなっているのだろうか。(第1時)

筆箱の中身を使用頻度によって分類することで、必要性を各々検討する。商品から正しい情報を得ること、批判的な意識をもつことにも触れながら選択をすることの必要性を学習する。

(2) 自分のライフスタイルにあった支払い方法はどういうものがあるのだろうか。(第2・3時)

クレジットカード払いと銀行振込の仕組みや特徴を疑似ネットショッピングの模擬体験を通して学習する。

(3) 消費者トラブルに巻き込まれない方法を探ろう。(第4・5時)

3つの疑似ネットショッピングの体験を通して、ショップの選び方を学習する。
また、特定商取引法や暗号化通信、クーリング・オフ制度についてポイントを学習する。



玩具の金と振込用紙

3 成果

- ・疑似体験を取り入れたことによって、クレジットカードや銀行振込を身近に感じながら、その仕組みや特徴について、学ぶことができた。
- ・トラブルに巻き込まれないように、安全な買い物をしていきたいという姿勢を引き出すことができた。
- ・中学生で消費者教育を学ぶことで、トラブルを未然に防ぐ等、将来につながる学習になった。



4コマ漫画をネットショッピングで購入する様子

中学校 社会科 公民的分野における授業実践 (犬山市立犬山中学校 大野佑樹 教諭)

単元名 くらしと経済 (3年 社会科)

1 ねらい

身近な事例、調査やシミュレーションなどの様々な学習活動を通して、経済に対する関心を高め、かしこい消費生活のあり方や消費者としての自立について考える。

2 学習計画 (4時間完了)

(1) コンビニエンスストアの経営者になってみよう

コンビニエンスストアをどこに開店するかを話し合い、経営者の視点から消費行動を考える。

(2) わたしたちの消費生活

10年後の生活をシミュレートし、1ヶ月の生活をイメージする。

(3) 消費者の権利

消費者トラブルをとりあげて、様々な消費者問題があることを知る。

(4) 消費生活を支える流通

生産者と消費者の間に存在する流通機構を理解する。



3 成果

様々なシミュレーションにより、経済に対する関心を高めることができた。特に、第2時で行った、1ヶ月の生活をイメージする活動では、電卓をたたきながら、消費生活のあり方を現実に近い形で考えることができた。

消費者教育を応援します！

お問い合わせはお気軽に、県民生活課まで
電話 052-954-6603

講師派遣

学校等における消費者教育を推進するため、教員の消費者教育研究やPTA・生徒向けの研修・授業等へ無料で講師を派遣しています。

● 教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す
消費者教育のあり方
- ・対象者の年齢や特性に応じた
教育プログラムの提案
- ・効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など



● 児童・生徒・PTA・一般消費者向け講座

- ・消費者市民社会の考え方について
- ・消費者トラブルの紹介と対処法
- ・持続可能な消費の実践
- ・消費者被害や事故を回避する能力 など

映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法等に関する
映像教材（DVD・ビデオ）の貸出を行っています。

教材リストは：愛知県消費者教育啓発教材 [検索]
<http://www.pref.aichi.jp/0000032843.html>

消費者教育用教材・情報の提供

消費生活情報あいち暮らしWEB [検索]

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活情報や
消費者市民に必要な知識・情報を発信しています。

【あいち暮らししく】

112号：ワンクリック請求にご注意ください！

113号：インターネット通販トラブルにご注意

115号：若者向け特集号

あいち暮らししくは以下のアドレスへ

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/information/kurassic.html>

【教材】

- ・消費生活トラブルかるた・トラブル心理チェック
- ・ゲームとミニ芝居で身につけよう！悪質商法撃退法
- ・かしこい消費者市民になろう！アニメ（教員向けマニュアル、
授業用教材ダウンロードあり）など

消費生活に関する教育の情報が満載！

消費者教育ポータルサイト（消費者庁）

<http://www.caa.go.jp/kportal/>

消費生活相談窓口のご案内

身边な相談窓口につながります（消費者ホットライン） ☎ 188（イヤヤ！）

消費生活相談窓口		住所	電話番号
県	愛知県消費生活総合センター	名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県自治センター1階	☎(052)962-0999
	尾張消費生活相談室	一宮市本町4-3-1 ルボ・テンサンビル4階	☎(0586)71-0999
	海部消費生活相談室	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎1階	☎(0567)24-9998
	知多消費生活相談室	半田市出口町1-36 知多総合庁舎1階	☎(0569)23-3300
	西三河消費生活相談室	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	☎(0564)27-0999
	東三河消費生活相談室	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階	☎(0532)52-0999
	新城設楽消費生活相談室	新城市字石名号20-1 新城設楽総合庁舎1階	☎(0536)23-8701
市町村 原則それ その市 内にお住 まいの方 を対象と していま す。	名古屋市消費生活センター	名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ1階	☎(052)222-9671 土・日：(052)222-9690
	豊橋市消費生活相談室	豊橋市今橋町1 豊橋市役所安全生活課内	☎(0532)51-2305
	岡崎市消費生活相談室	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所東庁舎2階	☎(0564)23-6459
	一宮市消費生活相談窓口	一宮市本町2丁目5-6 一宮市役所本庁舎9階	☎(0586)71-2185
	瀬戸市消費生活相談窓口	瀬戸市追分町64-1 瀬戸市役所2階	☎(0561)88-2679
	春日井市民活動推進課 消費生活相談室	春日井市鳥居松町5丁目44 春日井市役所内	☎(0568)85-6616
	豊川市消費生活センター	豊川市諏訪町1-1 豊川市役所内	☎(0533)89-2238
	豊田消費生活センター	豊田市若宮町1-57-1 A館T-FACE 7階内	☎(0565)33-0999
	小牧市消費生活センター	小牧市堀の内3丁目1 小牧市役所内	☎(0568)76-1119

編集：教員情報提供紙ワーキンググループ

石田 桂子（県立豊橋南高校）

安藤 政代（県立一宮北高校）

田中 由紀子（県立中川商業高校）

大野 佑樹（犬山市立犬山中学校）

鈴木 尚美（岡崎市立美川中学校）

渡部 純次（愛知県教育委員会高等学校教育課）

河合 康博（愛知県教育委員会義務教育課）

橘 恵美（名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課）

平松 哉人（愛知県県民生活部県民生活課）

大矢知 有子（愛知県県民生活部県民生活課） 太田 美代子（愛知県県民生活部県民生活課）

発行：愛知県県民生活部県民生活課 ☎ 460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎ 052-954-6603